

高槻市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」とする。）に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は高槻市（以下「本市」という。）とする。ただし、市が適切と認めた者（以下「事業者」という。）に委託等を行うことができる。

(事業の内容)

第4条 訪問支援員を対象家庭の居宅に派遣し、(1)又は(2)若しくは(1)(2)を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせて以下の内容を包括的に実施する。

- (1)家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2)育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3)子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言
- (4)地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5)支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

2 次に掲げる場合は家事支援及び育児・養育支援等を行わない。ただし、第2号に該当する場合であっても保育所等の送迎やヤングケアラーの負担軽減等でやむを得ない場合は、保護者の同意を得たうえで支援を行うことができる。

- (1)病児・病後児の世話を目的とするとき
- (2)保護者が不在の時
- (3)感染症の患者又はおそれのある者が家庭にいるとき
- (4)他の公的サービスと利用時間が重複するとき
- (5)その他、適切なサービスの提供が困難と認められるとき

(対象者)

第5条 本事業の支援対象は、本市に居住する児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により把握され、市が本事業による支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある者とする。

- (1)保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するお

そのある保護者

- (2)食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3)若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4)その他市が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

（利用の申込み）

第6条 市は、支援を実施するときは、対象者又は対象児童の保護者（以下「対象者等」という。）から高槻市子育て世帯訪問支援事業利用申込書（様式第1号）の提出を受けるものとする。

（支援計画の策定）

第7条 市は、前条の申込みがあった場合、訪問等により家庭状況や支援を希望する内容等を聴取した上で、訪問支援員又は事業者（以下「訪問支援員等」という。）の決定並びに具体的な支援内容を決定するものとする。

2 前項に規定する支援内容の決定においては、高槻市子育て世帯訪問支援事業支援計画書（様式第2号）を策定し、同計画書を訪問支援員等に共有するとともに、その内容等について対象者等に高槻市子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書（様式第3号）により通知した上で、支援を開始するものとする。

3 本事業の実施中に、家庭状況等や必要な支援内容等に変化がある場合は、必要に応じて支援計画の見直しを行い、高槻市子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書（様式第3号）により対象者等に通知するものとする。

（費用負担）

第8条 本事業の利用に係る利用者の費用負担は無料とする。ただし、生活必需品の買い物の実費額及び送迎にかかる交通費等の利用者が負担すべき実費額等については、対象者又は対象児童の保護者が負担する。

（実施日）

第9条 本事業の実施日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、委託事業者との協議により、実施日を定めることができるものとする。

（実施時間等）

第10条 本事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 本事業の支援期間及び支援時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1回あたりの支援時間は1時間を基本とし、2時間を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、1回あたり2時間を超える支援を行うことができるものとする。
- (2) 支援対象者への支援期間は、原則3か月以内で12回を上限とする。ただし、市長が必要と認める場合は3か月以内で12回を上限に延長可能とする。

(実施場所)

第11条 支援の実施場所は、対象者の居宅又は支援を必要とする場所とする。

(訪問支援員の要件)

第12条 本事業を行う訪問支援員は、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等の資格を有する者、又は介護職員初任者研修を修了した者、その他家事又は育児・養育に関する支援を適切に実行する能力を有する者とし、心身ともに健康である者とする。

2 訪問支援員は、市が実施する次の各号に掲げる研修を受講しなければならない。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分については、受講を省略できるものとする。

(1) 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等

(2) AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救命救急講習及び事故防止に関する講習（育児・養育支援を行う訪問支援員に限る）

3 訪問支援員は、次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者とする。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、その他の国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

(身分証明書)

第13条 訪問支援員は、その業務中、常に高槻市子育て世帯訪問支援員証明書（様式第4号）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 訪問支援員がその職を退く場合は、速やかに前項の証明書を市長に返還しなければならない。

3 証明書の有効期限は5年とする。

(個人情報の保護)

第14条 訪問支援員等は、公共の業務に携わる重要性及び個人情報を取り扱う重要性を十分に認識し、本事業の実施において入手した個人情報の管理にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）の趣旨を踏まえ、その適切な管理を図らなければならない。

(実施報告)

第15条 本事業を受託した事業者は、事業を実施した場合には速やかに高槻市子育て世帯訪問支援事業実施報告書(様式第5号)を市に提出するものとする。

(守秘義務)

第16条 訪問支援員等は、本事業の実施に伴い、知り得た利用者の世帯等に関する個人情報については、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後又は委託期間終了後も同様とする。

(実施の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。